

令和4年度財政援助団体等監査（監査対象：一般財団法人神戸観光局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況									
(1) 指摘事項 ア 補助金の交付額の算出を適正に行うべきもの 法人では、令和3年度において、ポートピア81記念基金補助金（以下「基金補助金」という。）、及びハイブリッド会議開催支援助成（以下「ハイブリッド会議助成」という。）の補助金等交付事業を行っている。 基金補助金交付要綱第4条では、「補助金の額は、会議開催経費の5%、200万円を上限とする」と定められている。また、同要綱第5条では、補助対象経費が定められており、そのひとつとして「会場設営・撤去費、ただし、『ハイブリッド会議』開催助成で申請された経費は除く」と定められている。 一方、ハイブリッド会議助成要綱では、助成内容として、「会場の準備～本番にかかるオンライン配信経費を対象とし、対象経費の50%（上限300万円迄）を助成いたします。」とした上で、「ポートピア81記念基金補助金（中略）を申請されている場合、補助対象経費の重複は認められませんので、ご注意ください。ポートピア81記念基金補助金（中略）については、本助成金で申請いただいた経費を含まずに申請・報告を行ってください。」と定められている。 令和3年度における基金補助金及びハイブリッド会議助成の交付対象となった事業のうち、次の交付事例があった。 （事例） <table border="1" data-bbox="204 1507 759 1758"> <thead> <tr> <th>補助金等の種類</th><th>対象経費総額</th><th>補助金等交付額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基金補助金</td><td>30,551,598 円</td><td>1,198,550 円</td></tr> <tr> <td>ハイブリッド会議助成</td><td>6,782,050 円</td><td>3,000,000 円</td></tr> </tbody> </table> この事例において、ハイブリッド会議助成については、要綱の規定「対象経費の50%（上限300万円迄）」のとおり、3,000,000円が交付されている。一方、基金補助金については、要綱の「会議開催経費の5%、200万円を上限とする」「『ハイブリッド会議』開催助成で申請された経費は除く」の規定どおり計算す	補助金等の種類	対象経費総額	補助金等交付額	基金補助金	30,551,598 円	1,198,550 円	ハイブリッド会議助成	6,782,050 円	3,000,000 円	会議等の主催者に対して実施する補助金の交付手続きにおいて、申請者の計算ミスによる請求金額の誤りに気付かず処理を進めた結果、補助金が過交付となった。 法人では、指摘を受け、同様の事例が生じないように、担当者だけでなく上司等複数名による検算等、ダブルチェックによる適正な決定を行うように改善している。 また、監査の結果については、全所属に対し、令和5年4月24日付で周知するとともに、所属長が日常的に指導・監督を行っている。	措置済
補助金等の種類	対象経費総額	補助金等交付額									
基金補助金	30,551,598 円	1,198,550 円									
ハイブリッド会議助成	6,782,050 円	3,000,000 円									

令和4年度財政援助団体等監査（監査対象：一般財団法人神戸観光局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
ると、30,551,598円より6,782,050円を除いた額の5%である1,188,477円が交付額となるが、これより10,073円多く交付されている。 これは、申請者の計算ミスによる請求金額の誤りを気付かずに処理を進めたことが原因であるとのことであるが、申請者は既に会計を閉鎖のうえ組織として解散しており、過払分の返還を求めることが困難となっている。 補助金等の請求金額が適正に算出されているか、申請者及び法人とも確認ができるように手続きを改善するなど、再発防止のための仕組みを構築すべきである。		
イ 指定管理施設における物品の管理を適正に行うべきもの 有馬4施設の指定管理仕様書では、指定管理者が利用料金収入、その他の収入により購入した物品は、神戸市の所有に属するものとする、指定管理者が管理する神戸市の所有に属する物品については、神戸市物品会計規則及び関係例規に基づいて管理を行うこと、指定管理者は神戸市が定める物品管理簿を備えてその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について神戸市に報告すること等が定められている。 神戸市物品会計規則第8条では「物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならない。」、第10条では「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。ただし、備品番号票を付けることができないとき、又は付けることが不適当なときは、備品番号票に準じて焼印、刻印、ペイント等により明示し、帳票との対照に便利ようにしなければならない。」と定められている。指定管理施設にある神戸市の備品の物品管理者は神戸市所管局の課長等である。 指定管理者である法人は、独自様式の備品管理簿を作成して備品管理を行っていたものの、新たに購入した備品について、備品管	指定管理者に対しては、協定書、仕様書に基づく管理を適正に行うとともに、物品の購入及び廃棄等の異動についてルールを決め市へ報告するよう指導した。 指定管理者においては、指摘を受け、指定管理者の備品管理簿への記載漏れを修正するとともに、市所管局への報告を令和5年3月31日に実施した。 また、同様の不備が生じないように、令和5年7月5日に団体内のすべての所属長に対し、所属職員に異動が生じた際の事務引継ぎの徹底を周知するとともに、所属に対する継続的な指導・監督を徹底するよう通知した。 市所管局においては、神戸市物品会計規則に基づき物品管理簿を作成するとともに、備品番号票の貼付を行った（令和6年3月完了）。 あわせて、備品の購入・廃棄等、異動があった際の報告方法について、漏れがないよう指定管理者に対して指導を徹底している。	措置済

令和4年度財政援助団体等監査（監査対象：一般財団法人神戸観光局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
理簿への記載がなく神戸市への報告も行っていないものや、廃棄を行った備品について、神戸市へ報告を行っていないものがあった。また、神戸市に帰属する備品について、備品番号票の貼付等がされていなかった。 （購入・廃棄の事例） （ア）携帯ガス感知器1台購入（太閤の湯殿館）228,679円（税込） （イ）洗濯機2台廃棄（金の湯） 平成29年度と同法人（合併前の一般財団法人神戸国際観光コンベンション協会）に対する財政援助団体等監査において、有馬温泉の館及び有馬温泉観光交流センター指定管理に係る物品管理について、物品管理簿への記載漏れや、購入等の異動について神戸市へ報告が行われていないことについて指摘しているが、同様の管理上の不備が繰り返されている。 神戸市所管局においては、神戸市物品会計規則に基づく物品管理簿が整備されていなかった。 法人は、同様の不備を繰り返さないよう徹底し、協定書、仕様書に基づく管理を適正に行うべきである。 また、神戸市所管局は、法人に購入及び廃棄等の異動について報告させるとともに、神戸市物品会計規則に基づく物品管理簿に記載すべきである。また、指定管理者に対して備品番号票の貼付等により明示させ、神戸市に属する物品を特定、把握するべきである。		